

第3期滋賀県河川整備5か年計画の策定について

1 河川整備計画と滋賀県河川整備5か年計画

本県の河川整備計画は、県内を7圏域に区分し河川法第16条の2に基づき策定している。概ね20年間の整備内容を計画に位置付けて、これに基づき河川整備事業を実施している。滋賀県河川整備5か年計画は、概ね20年間の河川整備計画の実施内容から、河川の状況を踏まえ、治水対策を計画的に進めるため、5年間に実施する河川整備事業の内容を土木事務所ごとに取りまとめるもの。(図1 参照)

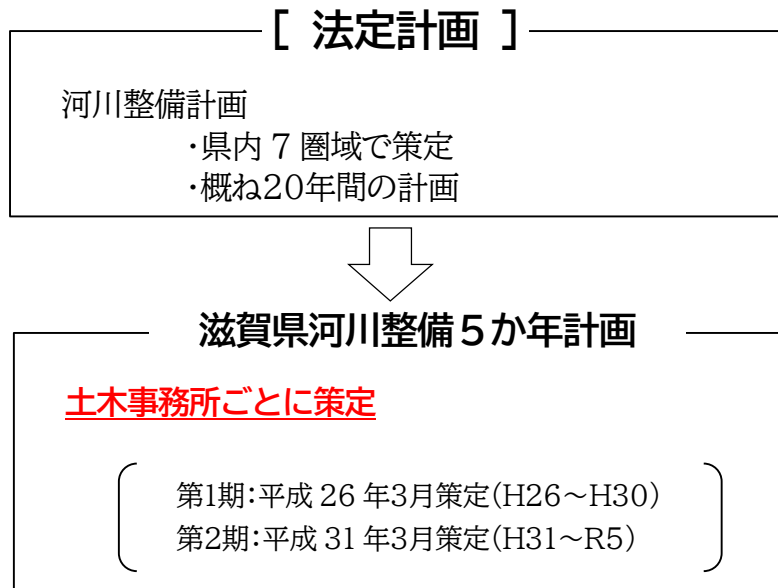


図1 河川整備5か年計画の位置図



河川整備計画名	策定時期
志賀・大津圏域河川整備計画	平成24年 3月
信楽・大津圏域河川整備計画	平成25年 3月 ※
甲賀・湖南圏域河川整備計画	平成26年12月 ※
東近江圏域河川整備計画	平成22年 7月 ※
湖東圏域河川整備計画	平成25年12月
湖北圏域河川整備計画	令和 3年 3月
湖西圏域河川整備計画	平成28年 3月

※ 令和6年3月変更予定

【参考】 河川整備計画の各圏域図および策定時期

2 第3期計画(令和6年度～令和10年度)の概要

第1期と第2期の実績を踏まえて、令和6年度からの5年間に実施する河川整備事業の内容を取りまとめるもの。

当計画に位置付ける区間(図2 参照)

(1) 整備実施区間

・令和6年度から令和10年度までの5年間に河川整備を実施する区間。

(2) 事業準備区間

・他事業の進捗状況および地元との調整等を考慮して整備を検討し、実施する可能性がある区間。
・河川整備計画の見直しを検討する区間。

(3) 堤防強化対策区間

・河川整備が進まない河川において、堤防の質的強化を図る区間。

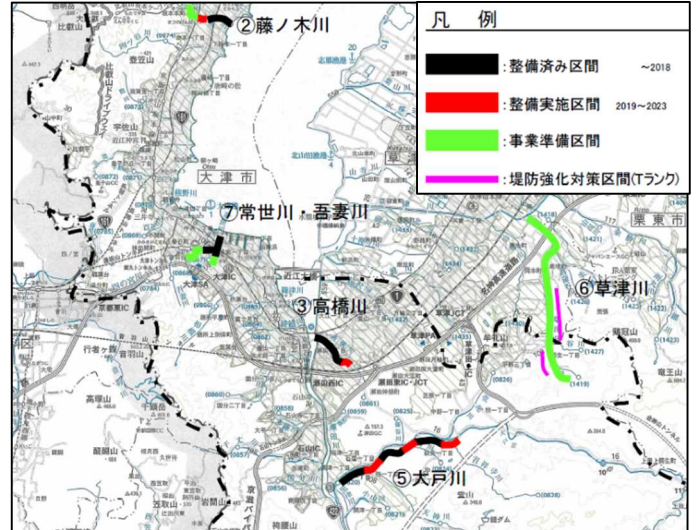


図2 区間位置図(第2期計画より引用)

ただし、次の事業は、5か年計画にかかわらず必要に応じ取り組む。

- ① 災害復旧事業
- ② 補修・修繕など緊急的に対応すべき事業
- ③ 局所的な改修など小規模な事業(全体事業費が5億円未満)
- ④ 維持管理事業

3 第3期計画策定にかかる今後の予定

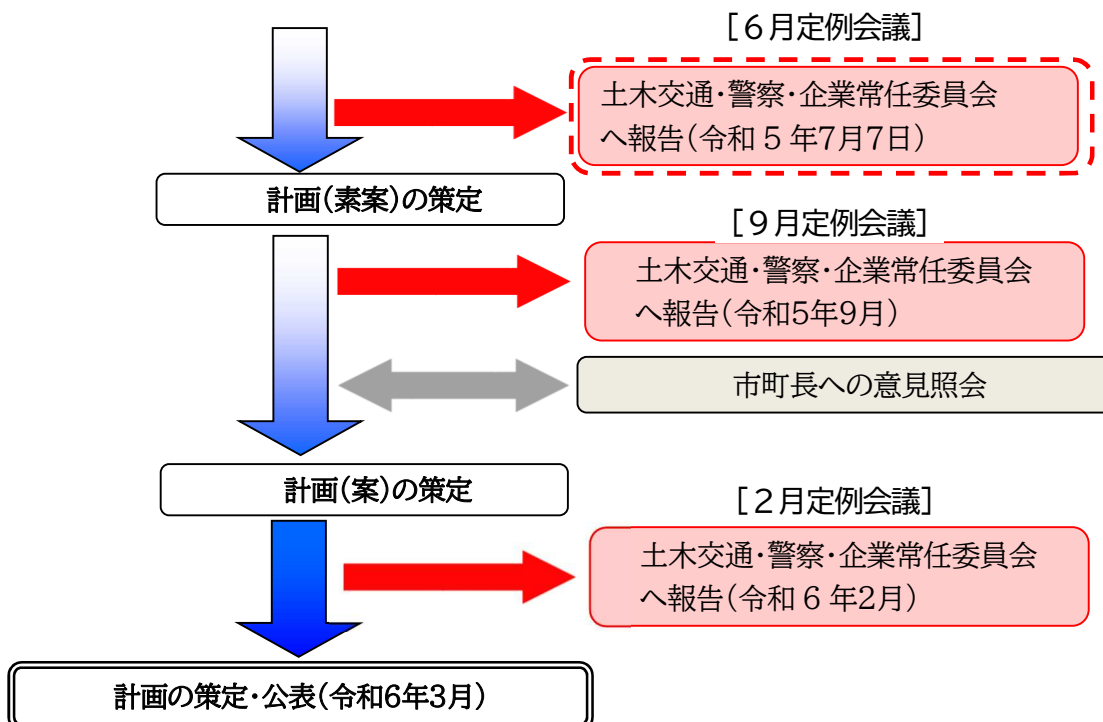


図3 第3期計画策定フロー図